

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

令和4年2月

旭川市総務部契約課

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果 目次

1	調査概要	1
2	調査結果概要	2
3	各年度の調査結果の推移	5
4	職種別総括表（別表1）	6
5	職種別総括表（詳細）（別表1－2）	7
6	職種別総括表（前年調査との比較）（別表1－3）	8
7	年齢層別（別表2）	9
8	経歴年数層別（別表3）	10
9	就業形態別（別表4）	11
10	月給制・日給制別（別表5）	12
11	元請・下請別（別表6）	13
12	設計労務単価との比較（別表7）	14
13	外国人労働者の状況（別表8）	15
14	法定外労災保険の加入状況と週休2日制取組状況（別表9）	16
15	事業者聞き取り調査 主な意見（別紙1）	17
16	旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領	20
17	旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）調査票	23

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

1 調査概要

- (1) 調査の目的 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握することを目的とする。
- (2) 実施期間 令和3年10月1日から令和3年11月26日まで
- (3) 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する令和3年4月～令和3年9月のいずれかの月での支払賃金
- (4) 調査対象工事 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事で令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に1日以上施工期間が含まれるもの
- (5) 支払賃金等 調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金
- (6) 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、調査票（旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領様式第1号）提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用した回答を集計。また、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者に架電し、提出された調査票の内容の確認及び聞き取り調査を実施。なお、調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出
- (7) 集計件数 元請事業者117社（契約課から直接依頼のうち未回答30社、対象労働者なし29社）下請事業者95社（元請事業者から調査を依頼し、回答を得た数 共同企業体構成員を含む）

提出があった182社のうち対象労働者がいない業者39社を除く、143社、対象労働者数594人の集計結果となった。なお、前年調査では228社、対象労働者数811人であった。

2 調査結果概要

(1) 労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で13,682円/日である。

また、全ての職種において平均賃金が時給換算で1,200円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（令和元年10月3日発効（令和2年10月改訂なし）、北海道の地域別最低賃金、時間額861円）以上が確保されている。

平均賃金は、前年度調査結果14,059円/日と比較して、377円の減額となっており、2.7%の減少となった。

時間外手当について、全労働者の平均月額は44,966円（全体の平均時間外労働時間は25.0時間/月）であり、対象労働者のうち74.6%の443人が時間外労働に従事している。時間外手当の平均額が最高の職種は設備機械工で月額104,862円（職種全体の平均時間外労働時間46.0時間/月）であった。

※月給制の労働者において、調査票回答の対象とした月の所定内労働日数の関係で、集計上最低賃金より低くなっている者がいるが、厚生労働省が定める年間の労働日数で算出すると最低賃金は確保されている。

※以下、本報告では特に断らない限り「賃金」は日額（8時間当たり）をいう。

(2) 最低賃金と最高賃金（別表1）

回答のあった27職種のうち、12職種で最高賃金は最低賃金の2

倍以上となっている。

主な職種では、特殊作業員が2.2倍、普通作業員が3.5倍、電工が3.3倍、運転手（一般）が2.5倍となっている。

(3) 年齢、経験年数による賃金の関係

ア 年齢と賃金の関係（別表2）

平均賃金で比較すると10代から20代及び70代以上で賃金が低く、40代から50代で賃金が高い傾向が見られる。

イ 経験年数と賃金の関係（別表3）

平均賃金で比較すると、労働者が経験年数を重ねるにつれて高い賃金が支払われる傾向が見られるが、31年以上の労働者になると若干低下する傾向がある。

(4) 就業・賃金形態と賃金の関係

ア 就業形態別（別表4）

常雇と日雇で、比較できた5職種中、特殊作業員、軽作業員、配管工及び交通誘導員Bの平均賃金は常雇が上回ったが、それ以外の普通作業員は、日雇労働者への支払賃金が上回っている傾向が見受けられた。

イ 賃金形態別（別表5）

月給制と日給制で、比較できた15職種中、特殊作業員、普通作業員、配管工等の12職種で月給制平均賃金が日給制平均賃金を上回っており、左官等の3職種で日給制平均賃金が月給制平均賃金を上回っていた。

(5) 元請、下請の賃金の関係（別表6）

元請と下請（2次以降を含む）で、比較できた10職種において、平均賃金で元請が下請を上回っていたのは特殊作業員、軽作業員、運転手（一般）及び配管工の4職種であった。普通作業員、電工、塗装工、運転手（特殊）、土木一般世話役及びダクト工の6職種は、下請の平均賃金に元請を上回るものがあつた。

また、比較できた10職種において、平均賃金で元請と下請の差が一番大きかった職種は、運転手（一般）で元請が下請を5,724円上回っていた。

(6) 設計労務単価との関係（別表7）

今回調査した実態賃金の全体水準を計るため、公共工事設計労務単価（国が実施する公共事業労務費調査を基に定めたもの）と比較した。

今回調査した対象労働者全体の加重平均賃金は13,682円/日であり、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種のうち、今回提出のあった25職種の設計労務単価の加重平均額19,445円/日の70.36%となっている。これは前年調査時の70.74%より0.38%の減少となった。

また、25職種中、設備機械工93%、電工84%、交通誘導員B83%、溶接工80%等、12職種で平均賃金が公共工事設計労務単価の7割以上となっている。

2(1)のとおり、平均賃金は前年調査より2.7%減少している。

(7) その他

ア 外国人労働者の状況（別表8）

外国人労働者は、軽作業員など3職種で従事していた。平均賃金はいずれの職種も対象労働者全体の平均賃金を下回っている。

イ 法定外労災保険の加入状況（別表9）

82%が法定外労災保険に加入済みという結果であった。

ウ 週休2日制取組状況

回答があった事業者のうち約31%が4週8休以上実施済、約41%が4週6休又は7休実施済、約28%が4週5休以下の実施という結果であった。

(8) 書面及び聞き取り調査

- ア 対象事業者 調査票提出事業者（元請，下請の別なし）
- イ 実施時期 令和3年12月23日，24日，27日，28日，
令和4年1月7日
- ウ 調査事業者数 書面調査：24社（うち聞き取り調査：7社）
- エ 調査内容 提出された調査票の内容確認（賃金台帳等との照合）
及び労働者賃金等の動向
- オ 調査結果 概ね調査票のとおりであった。また，労働者賃金等の
動向についての主な意見等は別紙1のとおり
賃金を上げたと回答した事業者は15社あり，設計労
務単価の上昇，担い手不足の状況で待遇向上による人
材確保等の理由が挙げられた。
賃金を据え置いた又は下げたとの回答があった事業者
は10社で，コロナの影響で仕事量が減る（元請の受
注減等）とともに，気をつけなければならないことが
増えたり，消毒等の諸経費がかかったこと，会社によ
る賃金以外の費用負担が発生したことを理由に挙げて
いた。
なお，事業者回答へは一部複数回答が見られたため，
合計数が一致しない。

3 各年度の調査結果の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
労働賃金単価	13,717円	14,059円	13,682円
前年比	—	+2.5%	-2.7%
設計労務単価との割合	71.22%	70.74%	70.36%

※労働賃金単価は1日（8時間）当たりの額